<u> </u>	会	長	事務局長	総務課長	課	長	参	事	課長補佐	係	長	合	議	担	当
稟議															
哉															

琴浦町社会福祉協議会 マイクロバス等使用申請書

このことについて、次のとおり承知し申請します。

申 込 日 等	令和	年 月	日 ()	申込者氏名			印			
使用車両名 (いずれかに〇印)	マイクロバス(東伯) マイクロバス (ふれあい号) (はるかぜ										
使 用 日 時	令和	年 月	月 ()	時 分	→	時	分			
使 用 者 等 (使用団体・課名)	住所氏名	琴浦町	大字		番地						
	電話										
使用目的											
乗車予定人員	名										
運 行 経 路 (詳細に記入のこと)											
運転者氏名				運転	者へ依頼したる	*					
上				位	頼 期 日		月	目			
	旅	費		負担する	うその他	()				
利用に伴う	燃料	斗 費		負担する	うその他	()				
諸経費等負担 (いずれかに〇印)	時間外勤	勘務手当		負担する	うその他	()				
	事故による損害等が生じた場合は負担する。										
その他	始業時の点検及び終業時の点検・清掃を行なうこと。 異常があった場合は、速やかに担当者に報告すること。										

注1 マイクロバスの運転手については、使用者が直接依頼してください。

マイクロバスの使用を許可する。

 令和
 年
 月
 日

 琴浦町社会福祉協議会
 会長
 川上
 強志
 ⑩

社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会 マイクロバス運行管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人琴浦町社会福祉協議会(以下「本会」という) が所有するマイクロバスの運行及び貸出し使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(運行管理)

第2条 マイクロバスの運行管理は本会が行う。

(使用の要件)

- 第3条 マイクロバスは、別表1に掲げる町内の公共団体、福祉団体等が、次の各号に掲げる目的 をもって使用する場合に限るものとする。
 - (1) 会議、調査視察、研修会、研究会、講演会、講習会、訓練、各種スポーツ大会、レクリエーション活動等
 - (2) ボランティア活動、施設慰問等
 - (3) 災害等による被害者の救出及び防護、復旧等緊急を要する場合
 - (4) 臨時的、突発的事由によるもので会長が必要と認めた場合

(使用申込み)

第4条 マイクロバスの使用を希望する者(以下「使用者」という)は、利用希望 日の1週間前までに使用申請書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、本会会長に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 前条によるマイクロバスの使用申し込みがあった場合は内容を審査し、マイクロバスの使用を許可する場合は、使用許可書を交付する。ただし、使用許可書の交付を省略することができる。

(許可の取消し)

第6条 本会会長は、使用許可後であっても、車両の整備の必要を生じた時及び天候の悪化により 運行が困難または適当でないと判断したとき、若しくは別表1①に掲げる者の緊急を要する使用 が生じた場合は、許可を取消すことができる。

(運転者の指定)

- 第7条 マイクロバスの運転は、本会が許可した者でなければ運転できない。
- 2 マイクロバスの運転手の年齢は70歳までとし、年齢に達した日以後における3月31日までとする。

(使用料)

- 第8条 マイクロバスの使用料は無料とする。ただし、使用者は使用した燃料代の実費、有料道路 代金実費等必要な経費を支払うものとする。
- 2 使用者は前条第1項の運転者について賃金を支払うものとする。
- 3 運転者の賃金については、別表2のとおりとする。

(運行範囲)

第9条 マイクロバスの運行範囲は県内を原則とし、県外は兵庫県美方郡香美町、

岡山県真庭市・新見市・津山市・英田郡西粟倉村、島根県出雲市・雲南市・仁多郡奥出雲町までとする。ただし、視察等のために本会会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(運行時間)

第10条 マイクロバスの運行時間は原則として、8時15分から17時までとする。ただし、視

察等のために本会会長が特に認めた場合は、この限りではない。

(遵守事項)

- 第11条 使用者は次の事項を遵守し安全運転に努めなければならない。
 - (1) 運転者に交通法規を遵守し、安全運転に努めさせること。
 - (2) 始業時の車両点検、終業時の清掃及び車両点検を行うこと。
 - (3) 交通事故、車両の損傷、不良箇所の発生などの場合は直ちに適切な措置を講ずるとともにその旨を本会に報告をし、その指示に従うこと。

(損害の賠償)

第12条 使用者は交通事故を起こしたとき、又は車両を損傷したときはその責任 を負い、車両保険で対応不可能な損害賠償について負担しなければならない。ただし、本会会長 が特にやむを得ない理由と認めた時はこの限りではない。

(その他)

第13条 この要綱に定めのないもので、必要な事項は本会会長の決するところによる。

附則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

ただし、赤碕支所の管理するマイクロバス(はるかぜ号)については、平成17年4月1日より適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。